ストーリーテリング

絵本をつかわないで、そっとお話に耳をかたむける会です。

と き:11月20日(日) 11時~12時

ところ:朝日町教育文化施設 2階 視聴覚室

内 容:あなのはなし(創作 マラリーク作)他5話(プログラムは当日変更になる場合があります)

対 象:静かにお話が聞ける方ならどなたでも。 **おはなし**:ストーリーテリングの会「フォンターナ」

問い合わせ先: あさひライブラリー TEL 377-6111 ※入場無料: 申込不要

労働保険(「労災保険」と「雇用保険」)は、政府が管理・運営している強制的な保険であり、農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇っている事業主は、事業主又は労働者の意思の有無にかかわりなく、必ず加入手続をすることが法律で定められています。

労	働	保	険			
労 災 保 険				雇用	保	険
業務上の事由又は通勤による労働者の 疾病、障害又は死亡等に対して、迅速が な保護をするため、必要な給付を行うる 目的とした制度	かつ公正	失業し	した際、再	再就職を	促進す	定定を図るとともに、 するための能力の開 うう等を目的とした

三重労働局では、11月を「労働保険適用促進強化期間」と定め、"労働保険の未手続事業場の一掃"を 重点項目に掲げ、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、未手続事業場を戸別訪問 する等により、加入促進を図っています。

◎費用徴収制度

事業主が労災保険の加入手続を怠っていた期間中に労災事故が発生した場合、遡って保険料を徴収する他に、労災保険から給付を受けた金額の100%又は40%を事業主は徴収されることになります。

◎お問合わせ先

三重労働局総務部労働保険徴収室

TEL: 059-226-2100

又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所へ お問い合わせ下さい。



[厚生労働省委託事業のパワハラ対策取組支援セミナーが三重県で開催されます] -

日 時:11月24日(木)14時から16時まで

場 所:三重県教育文化会館 第5会議室(三重県津市桜橋2-142)

受講料:無料

対象:企業のパワーハラスメント対策担当者 50~80名程度(事前申込制・先着順)

申 込:WEB又はFAX(03-5844-1670)から

WEB:21世紀職業財団HP 厚生労働省委託事業パワハラ対策取組支援セミナー

https://pawahara-seminar.jiwe.or.jp/events/

(FAXの場合は、申込書をパワハラ対策総合情報サイト「あかるい職場応援団 |

(URL http://www.no-pawahara.mhlw.go.jp/) からダウンロードしていただくことができます。)

問い合わせ先:公益財団法人21世紀職業財団 セミナー事業部 受託事業担当

TEL: 03-5844-1663